

10.26 札幌パートユニオン 第40期第2回定例学習会

NNNドキュメント'24 「戦前リアル」鑑賞、意見交流と懇親会を開催

学習会はまず大木会長の開会あいさつを受け、DVDの映像を鑑賞しました。この中では、台湾を併合しようとしている中国習近平政権の動き、そして「台湾有事」の際は日本国内の米軍基地も攻撃される可能性のあることが、アメリカのシンクタンクのシミュレーションによって示され、山口県の岩国基地を巡る動きが示されました。

岩国では2006年に、空母艦載機の移転計画に対して、市民は住民投票で「ノー」を突きつけました。これに対して政府は国の補助金を凍結し、新市庁舎建設を中止に追い込みました。2年後2008年の市長選では移転計画を容認する自民党系の候補が当選し凍結は解除されました。今年（24年）の選挙でもこの市長は5選を果たしています。

一方、沖縄、奄美、南西諸島では、中国本土を狙ったミサイル基地が次々と作られ、自衛隊駐屯地が住民の反対の声を無視して開設されています。「有事」の際の民間空港、港湾の利用を想定した訓練が行われ、住民の避難計画の策定まで政府によって行われていることが紹介され、「私たちの生きているのは本当に戦後なのだろうか」と問い合わせて映像は終わりました。

担当の幹事から、新聞記事の資料により9月以降の情勢の進展が紹介され、その後、参加者の感想と意見の交流を行いました。



感想と意見交換 懇親会

DVDを見て、「岩国の状況を知らなかった。本当に恐ろしい地域になっていた」と言う参加者、岩国基地に関連して「住民投票での意思表示と、市長選の結果（が変わったのは）手のひらを返したと見るべきではない。何も考えずにイエス、ノーを出したのではない。映像に出ていたことが全てではない」という感想が出ました。

また、「基地があるおかげで、自治体に金が降りインフラが整備される。原発、核ゴミ処理場も同じ構図だ。けれど『豊かさ』とは一体何かを考えなければならない。僕らは労組、豊かさを追求するが、他人の不幸を足蹴にしてはならない」という意見、「日米一体での軍備増強、中国に届く長距離ミサイルの配備は何のためにやっているのか。習近平政権と石破政権、どういう対立があるのか。私たち労働者の利益とは全く相容れない

(1 頁から)

と思う」という意見が出ました。他にも「6月に地方自治法が改悪された。国が地方に指示できる権限を与える項目が入った。有事に自治体職員、民間労働者を動員する手段を国は持った。非常に危険」という意見も出ました。

次に懇親会に移り、参加者がそれぞれ自己紹介をしてお互いのことを知りました。互いの経験について質問を出し合い、さらには翌日に迫っていた衆議院総選挙の話題で盛り上がりました。「今後もこういう活動を続けたい」と司会から提起があり、この日の学習会を終えました。(G)

本当にこれでいいのだろうか？「会計年度任用職員制度」

9/28 札幌地区ユニオン第2回組織研修会

札幌地区ユニオンは9月28日(土)北海学園大学経済学部 川村雅則教授と石狩市市会議員神代知花子さんを講師に迎え、第2回組織研修会「これでいいのか？ 会計年度任用職員制度を検証しよう！」を開催しました。神代さんは現在石狩市議3期目で道内の市議11名と「公務非正規問題自治体議員ネット」を立ち上げ代表世話を担っており、川村教授は労働経済学者の立場から同ネットの活動をサポートしています。神代市議は石狩市役所の非正規公務員(会計年度任用職員)として働いた経験を持ち、以前から「会計年度任用職員制度」の不合理性を指摘しています。



熱い解説の川村先生！
心強い活動実例の神代議員!!

冒頭、札幌地区ユニオン小林幸一代表は私たちの組合員は労働問題の当事者で、解雇・不利益変更等を経験しながら職場に残ることを獲得してきた、誰に対する不合理被害も許されないと大声で主張できるようしっかりと学びたい、と挨拶しました。研修会では川村教授の同制度が抱える不合理性(有期雇用濫用の制度化)の解説を受け神代市議は実体験・職場不合理事例を紹介しました。住民サービス・地域福祉の最前線で職務を全うし地域から頼られる存在となりながらも、常に契約一回目と次回契約未定の処遇には会場から大きな疑問と嘆息がきました。

参加者からの質問が絶えず、残念至極の声もありましたが、15時30分少し前に閉会しました。閉会後も会場内で議論する組合員や場所変えて話し込む組合員も見られ、これまでにない研修を体験できました。

川村先生・神代市議ありがとうございました。心より御礼申し上げます。そして、またいつか再研修をお願いします。(9／30HP)



目線は常に上の参加者！聞き漏らすまいとの意気込み

改めて最低賃金を考えよう！ 計算ってどうするの！？

今年10月1日から北海道の地域別最低賃金は1,010円に！

●最低賃金額の確認は？？

- ①時給の場合 ⇒ 時給額で判断可能
- ②日給や月給の場合 ⇒ 対象となる賃金は
基本給+諸手当（精勤勤・通勤・家族手当、一時金、燃料・臨時手当は除く）

●どうやって計算するの？？

- ①時給の場合 ⇒ 時間給そのまま
- ②日給の場合 ⇒ 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)
- ③月給の場合 ⇒ 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

○ 月給の場合は（具体的な例として）

月給だからといって安心はできません！！

①賃金は！？

基本給	住宅手当	家族手当	地域手当	精勤手当	総支給額
150,000 円	10,000 円	30,000 円	5,000 円	30,000 円	225,000 円

最低賃金の計算では、家族手当+精勤手当が除かれますから、結果として最低賃金の計算基礎額は、165,000円となります。

②労働時間は！？

1日8時間、年間所定労働日数252日と仮定します。年間の所定労働時間は、2,016時間(8×252)となり、12ヶ月で割ると168時間になります。

③時間単価は！？

165,000円 ÷ 168時間 = 982円となります。

④結論！！

つまり、最低賃金1,010円 - 982円 = 28円ですので、1時間あたり28円の未払いとなり違法です。これを年収に換算すると、実に56,448円の未払いとなるのです。月給だからと言って安心はできません。もしかすると最低賃金を下回っていることも！

最低賃金を下回る時給は法律違反です！当然に差額は請求できます。

計算をしてみて、ん？となったら事務所に相談を！

時給1010円では、まともな生活は出来ません！



単発・短時間の仕事「スポットワーク」してますか?

朝日新聞(10月14日)に、短時間、面接なし、スマホのアプリ上でのマッチングだけで仕事をするーいま流行りの「スポットワーク」の「落とし穴」、働き手への「違法な規制」の記事がありました。組合員の中にも利用している方がいるかもしれません。ご注意ください。

紹介されていた「落とし穴」は、スポットワークで宅配をしていた男性が、転倒事故に遭い骨折して、2週間の入院・後遺症で杖生活になってしまった事例です。雇ったお店の安全講習はわずか15分のビデオ。事故は労災認定されたものの、お店は3千円の見舞金だけで補償をしようとしているのです。男性は個人加盟の労働組合に加盟して、雇ったお店の運営会社に補償を求めていました。事故の補償がされないこのような事例は、フリーランス(“個人事業者”)として恒常に委託された配達業務を請け負う場合(ウーバーイーツのような仕事)にもあるようです。



もう一つは、コンビニチェーン店の仕事を4日分申し込み、マッチングが成立したにもかかわらず、初日働いただけで一方的にアプリ運営会社から残る3日分をキャンセルされたという男性の事例です。店側は出勤時のアプリ読み込みで、1日毎に労働契約成立となるとして、キャンセル分は支払わないと繰り返したといいます。男性は個人加盟の労組に入り、店のオーナーとマッチングアプリ運営会社に団体交渉を申し入れ、交渉の末、解決金として残りの3日分の賃金が支払われたとのことです。

記事によると、こうした企業側によるキャンセルが自由に行われる他方では、マッチングした仕事を働き手が「無断欠勤」した場合に、その働き手がアプリを利用する権利を、アプリ運営会社が無期限に停止するペナルティを課す仕組みを取ってきたといいます。

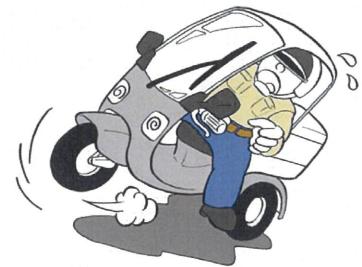
このような、働き手には厳しいペナルティを課す一方で、雇う企業がキャンセルをしても何のペナルティもないというやり方について、スポットワークの問題に取り組む個人加盟の労働組合は、「働き手はペナルティを受けるのに、使用者側はリスクなく雇用を調整できて働き手がしわ寄せを受けるのはおかしい」「きちんとしたルールが必要」としています。

マッチングアプリの運営会社による働き手へのペナルティについて、厚労省は「職業安定法に違反する」として指導した上で、「見直す」とする事業者、利用停止期間を変更する事業者もあるそうです。当然のことでしょう。

スポットワークは「タイミー」「シェアフル」など4社に登録した働き手は、延べ2千万人にもなり、さらにメルカリやLINEヤフーなど大手の参入が続いているとのこと。しかしこうしたスポットワークアプリ運営会社は雇用主ではなく、働き手と労働契約を結びません。派遣会社が働き手と労働契約を結び雇用者としての責任を負う派遣の働き方とは異なります。

またスポットワークによっては、求人情報を出した企業との契約が業務委託契約の場合もあるそうです。記事ではその場合「求人企業が原則として雇用主としての責任を負わないので、働く際には注意が必要」としています。

スポットワークを利用して納得がいかないことがあつたら、事務局に相談してみてはどうでしょうか。(Y)





10月27日に第50回衆議院総選挙が行われました。組合員の皆さんは投票に行かれましたか？投票行動は様々でしょうし、選挙結果についての感想もまた様々だと思います。

本号に選挙結果について、組合員からの意見が寄せられました。
投稿感謝します。これからも投稿をよろしくお願ひします。

国が誤った方向に向かうことのないように

10月27日の第50回総選挙の結果、与党が過半数割れという現象が久々に起きました。自民党の裏金問題など、物価高対策等怠り、能登半島の豪雨被害に対する補正予算も成立させないまま、石破内閣は解散総選挙という民意に反する行為に打って出た結果だと思います。野党も、来年の参議院選挙に向けて野党共闘に向かって突き進まなくてはなりません。立憲民主党は、共産党、社民党、れいわ新選組と協力関係を更に深めていかなくてはいけません。また、今回、衆院の常任委員長のうち、予算委員会委員長をはじめ、特別委員会委員長を4つ獲得でき、憲法審査会長に枝野幸男氏、予算委員長に安住淳氏、法務委員長に西村智奈美氏、沖縄および北方問題に関する特別委員長に逢坂誠二氏が就任し、ある意味期待できる人選だと私は応援して見守る次第です。

国が誤った方向に向かうことのないように、全力で頑張ってもらうことを願います。（組合員U）



組合員の皆さん!! 「陽だまり」への投稿を待っています!!

「陽だまり」の〈オレンジ広場〉コーナーに、日常の出来事や世の中のことなどを書いて投稿しませんか？

- テーマは自由です。日常の生活、家族のこと、職場のこと、政治のこと、世の中の出来事に思う、など何でも構いません。ご協力をお願いします。
- ◆原稿は、パソコンのワードの文書か、手書きの文書の郵送、FAX、またはメールにて、事務所に担当山田まで送ってください。
 - ◆文章の長さは、A4用紙で出来ればタイトルを付けそれも含めて1枚以内（ワード文書なら12ポイントで）。これまでの「陽だまり」を参考にしてください。短くても全く構いません。
 - ◆筆者名はイニシャルで記入します。（例えば、組合員Y）
 - ◆問い合わせは 090-2055-3442 山田まで

**札幌地区ユニオン・札幌パートユニオンのホームページを見よう！
新しい情報を次々と発信！**

札幌パートユニオン

検索

<http://spk-chiku-union.jp/>

平和の取り組み 反戦・平和・脱原発の声を！ 憲法改悪反対！ 戦争準備突進を許さない！

9.19 戦争をさせない！総がかり行動に参加



最前列で集会に参加



行挙決から59年!
争をさせない北海道委員会 総がかり行
2024.09.19 18:35

街宣車に登壇し発言する岩本先生



岩本先生も先頭に立ってデモに出発

岩本一郎先生（北星大教授）は、岸田政権がこの半年の間に、自衛隊が米軍の指揮下に組み込まれることを意味する、陸海空の統合作戦司令部を新設する「自衛隊法の改正」、有事の際に国が必要な指示を自治体に出せる「地方自治法改正」など、戦争準備を進める憲法違反の法律を、統一教会問題、裏金問題に隠れて次々と成立させてきた。憲法にもう一度力を与えよう、それができるのは私たち国民だけだと訴えました。

12・6 「戦争への道を許さない！12.8北海道集会」に組合員も参加

日米軍事同盟から日米軍事一体化へ～「新しい戦前」を憲法と考える～



フォーラム平和・人権・環境 共同代表／原水禁日本国民会議 共同代表
染 裕之（そめ・ひろゆき）さん



2024.12.06 18:11



左：北海道平和運動フォーラム代表
池田賢太弁護士 開会挨拶
中：会場の様子 右：講師の染さん

労働組合出身の講師は、自公政権による第2次安倍政権以降の戦争準備の経緯と、憲法前文・3原則の意義を確認し、若い組合員の何故平和運動か？の疑問に答えて「未完成の「戦争する国」、総仕上げの改憲を許してはならない」と訴えました。

年末年始のお知らせ

札幌地区ユニオン第3回組織研修会 兼 札幌パートユニオン第3回定例学習会 に参加を！

新年1月25日（土）14時～ ほくろうビル5階会議室

◆基調講演「今後の労働基準法制の見直し議論の見方」（仮）

講演者 検討中

◆2025年度札幌地区ユニオン総合生活改善取り組みについて

厚労省は現在、有識者による「労働基準関係法制研究会」で来年度の法制化を目指して、労働基準法の改定の検討を行っています。その研究会の最終報告の骨子となる「議論のたたき台」が11月12日に示されました。

労基法が保護する「労働者」の判断基準、労働時間法制の見直しなど、4項目について検討するとしています。どれも働く者にとって影響がでる問題でしょう。どんな「改定」がされようとしているのか、学んでいきましょう。

二つ目の課題「2025年度総合生活改善の取り組み方針」は、札幌地区ユニオン第26回定期総会で決定した方針に沿って、2025年度の取り組み方針を議論します。今回は札幌地区ユニオン組織研修会と札幌パートユニオン定例学習会の合同での新年1月の開催となりました。本格的な労働条件改善の取り組みの開始を前に、大いに議論を交わしましょう。出来る限りの参加をお願いします。（Y）

今年のパートユニオン、今年のあなた。振り返ってどうでした？

12/28 札幌パートユニオン仲間の年忘れの会 やります



今年はいろいろありました。札幌パートユニオン、今期から幹事会が新体制になりました。また8月に札幌パートユニオンの創始者で、会長を長らく務めてくださった新野勝昭さんが亡くなられました。選挙もありました。組合員のみなさんも、いろいろあったのでは？集って年忘れのおしゃべり交流をしませんか？

12月28日（土）16時～18時

「居酒屋遊ぜん」郵政福祉札幌第一ビルB1（南1西5・南向き） 会費1,000円

参加申し込み 090-8896-0831 大木まで

締め切り12月20日

これまで

- 9月19日(木) 戦争をさせない！総がかり行動 (大通り3丁目)
9月26日(木) 札幌パートユニオン第40期第3回幹事会 (ユニオン会議室)
 9月28日(土) 札幌地区ユニオン第26期第2回組織研修会 (ほくろうビル2階会議室)
 10月5~6日(日) コミュニティ・ユニオン全国ネット第36回全国集会 最賛分科会Web参加
 10月14日(月) 「STOP再稼働！さようなら原発北海道集会」中止
10月26日(土) 札幌パートユニオン第40期第2回定例学習会 (ユニオン会議室)
 10月27日(日) 衆議院議員総選挙
11月28日(木) 札幌パートユニオン第40期第4回幹事会 (ユニオン会議室)
 12月6日(金) 戦争への道を許さない！「12.8北海道集会」(かでる2・7)

これから

12月28日(土) 札幌パートユニオン仲間の年忘れの会

16時～18時 参加申し込み締め切り12月20日 (詳細は7ページ)

2025年1月18日(土) 連合北海道地域ユニオン 第25回定期大会

15時から グランドメルキュール札幌大通公園 (北1条西11丁目1-1)

1月23日(木) 札幌パートユニオン第40期第5回幹事会 16時から ユニオン会議室

1月25日(土) 札幌地区ユニオン第3回組織研修会

兼札幌パートユニオン第3回学習会

14時～ ほくろうビル5階会議室 (詳細は7ページ)

1月31日(金) 2025春闘 石狩地域討論集会 13時30分～ ホテルポールスター札幌 (北4条西6丁目)

コロナ感染は続いています。免疫すり抜ける変異株！



マスク！手洗い！換気！

お知らせ

- ☆住所や連絡先電話番号が変わったときは、速やかに事務所まで連絡してください。
- ☆組合費が3ヶ月以上滞納になると組合脱退扱いになってしまいます。脱退すると再加入は出来ず問題が起きた場合組合対応はできません。郵便口座の残高確認を忘れずに。
- ☆「オレンジ広場」への組合員の投稿を募集中です。職場、社会のことなど何でも。

9月の地区ユニオン研修会では、自治体の会計年度任用職員制度について、不安定、低賃金、差別、ハラスメント等の問題を学び、10月にはパートユニオン学習会で、对中国を想定した戦争準備の現状、米軍・自衛隊基地周辺住民の揺れ動く意識を学んだ。

総選挙の結果自公与党が過半数割れに。大企業の莫大な利益の反面、物価高騰の中で国民の貧困、軍事費の倍増・戦争準備・憲法改悪、原発推進。どうしようとするのか注視し、働く者の声を表明しよう。

韓国の非常戒厳と混乱。独裁は許さぬと抗議に集まる市民。翻つて「9条」「緊急事態条項」改憲を許さない力は数年ごとの一票だけではないと思う。

今年パートユニオンは、新たな幹事も迎え、会長以下幹事会の体制が変わりました。8月には長く会長を務められたパートユニオンの創始者、新野勝昭さんが亡くなられました。あらためて新春以降、結成40周年の来期も絆を深め、職場の問題の解決、労働法制改悪反対、平和の取り組み、組合運動をすすめていきましょう。(Y)